

## 東洋町立甲浦中学校 いじめ防止基本方針

### (1) 本校のいじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒たちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

一人でも多くの生徒をいじめから救うためには、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるように人権感覚を育むと同時に、生徒の心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの解決を通して、生徒たち一人ひとりが「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分發揮できる学校づくりを進めるとともに、心豊かで安全・安心な学校づくりを、教職員一人ひとりが、主体的に進めなければならない。

このような基本理念のもと甲浦中学校いじめ防止基本方針を策定し、学校、地域、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組む。

### (2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

全教職員が共通認識を持つ

### (3) いじめの防止にむけた教育の推進

#### ①生徒の心を耕す教育の総合的な推進

☆「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進

・「学力向上」「基本的生活習慣の確立」「社会性の育成」の三本柱の取組を通してキャリア教育を推進する。

・自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

☆すべての教育活動に生徒指導の三機能を活用し、また、道徳教育を推進し、生徒の道徳性の向上を図る。

☆生命や自然を大切にし、感動や感謝の心、社会性や規範意識等を育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

☆生徒のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察等の関係機関と連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を開催する。

☆情報モラル教育の充実

・インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

## ☆人権感覚を育む人権教育の推進

- ・生徒の人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるためには、すべての教育活動を通じた人権教育を基盤とした学級づくり、学校づくりに取り組み、生徒が自他の大切さを強く自覚し、よさを認め合える人間関係を協力してつくることができるよう、生徒に関わる教職員の人権感覚を育成するための教職員研修を行う。

## ☆生徒一人ひとりがもっている力を引き出す生徒指導の推進

### ☆学校経営に生徒指導の三機能を位置付けた取組の推進

- ・いじめをなくし、生徒が安心して過ごせ、「夢」や「志」、自信をもてる学校を実現するためには、学校の教育活動全体を通して、すべての生徒を対象に、自己肯定感や自己有用感を高め、社会性を育むことを意識した生徒指導を組織的に推進していく。そのため、授業をはじめとするすべての教育活動の中に、生徒指導の三機能（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育てる）の視点を位置付けた取組の推進を図る。

## ☆生徒の主体的な活動の推進

- ・いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、道徳や学級活動、特別活動等のすべての教育活動を通して、生徒の身の回りにある問題について主体的に話し合い、問題解決していくことや、生徒会活動等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画する態度を育てる。
- ・いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の生徒会による実践交流や協議等を行うなど、生徒会活動の活性化を図る。

## ②教職員の資質能力の向上

### ☆校内研修の実施の促進

- ・年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修を実施する。研修内容としては、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるSC・SSW等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修を行う。

### ☆「いじめ対応マニュアル『子どもたちの笑顔のために』」や「生徒指導ハンドブック」、「学級経営ハンドブック」、「Let's feel じんけん」等の資料を活用した校内研修も行う。

## ③集合研修への参加

### ☆子どものモデルとなる教職員の人権感覚を育成するため、教育センター等での人権研修に参加し、いじめの問題等に対する組織的な未然防止体制の充実を図る。

## ④障がいのある生徒に対する指導の在り方についての理解を深める。

### ☆障がいのある生徒が、周囲の生徒に十分に理解されず、いじめの「被害」を受けないように、教育的な活動を通して障がいに対する理解を周囲に促すとともに、障がいのある生徒だけでなく、生活の中でつまずきやすい生徒を含めた、すべての生徒が互いの特性を理解し合い、助け合ってともに伸びていこうとする学級集団づくりを行う。

・障がいのある生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた効果的な支援や指導を行うために、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する等、支援体制を整備するとともに、「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引継ぎなどを効果的に利用し、特別支援教育のさらなる充実を図る。

#### (4) いじめの早期発見にむけて

##### ①いじめの実態把握

☆生徒の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。(企画委員会、学年会、生徒指導委員会、職員会の有効活動)

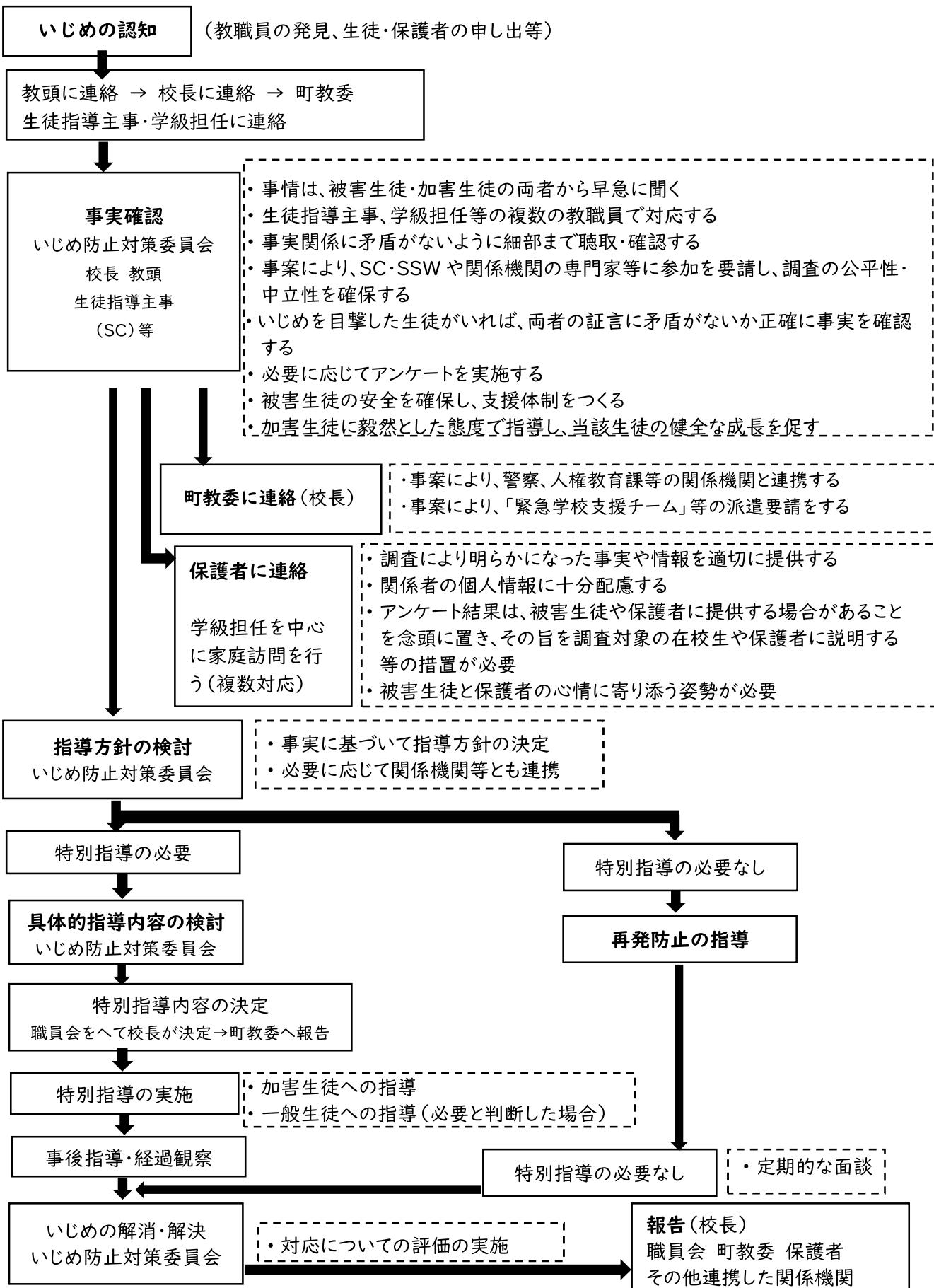
☆県教育委員会が作成した「学校生活アンケート」を年に2~3回実施する。また、個別面談や家庭訪問、生活ノートなどさまざまな取組を組み合わせて、いじめの認知に努めるようとする。

##### ②相談支援体制の整備・充実

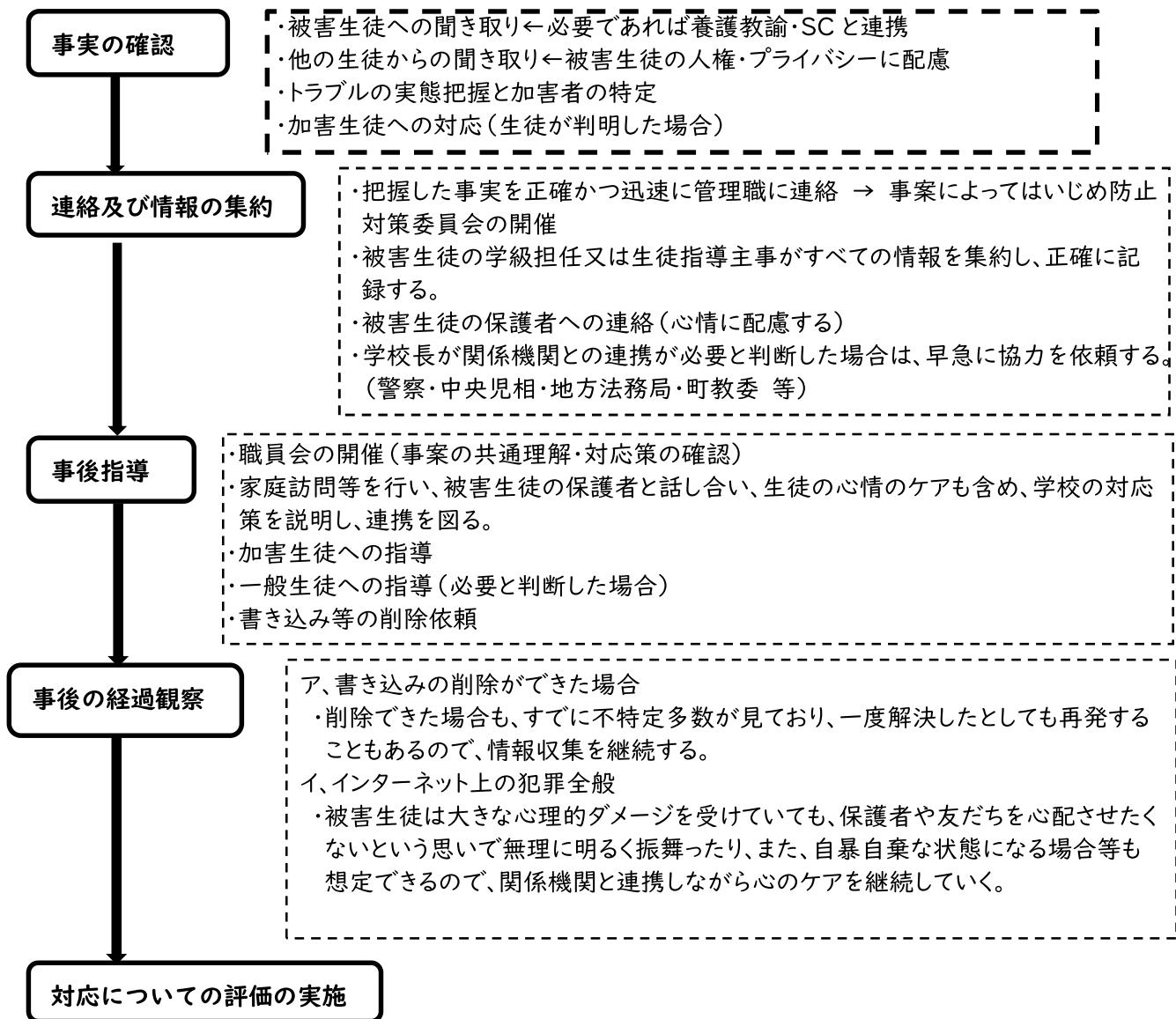
☆校内支援委員会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制の確立を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期解決につなげる。また、生徒や保護者に周知するにあつたっては、自ら周囲に援助を求めることがの重要性を理解してもらい、活用できる心の教育センター、少年サポートセンター、児童相談所等における相談や、「24時間子供SOSダイヤル」の周知に務める。

# いじめに対する対応

※重大事態を含む



# インターネット上のいじめへの対応



## 書き込みの削除依頼の流れ

